

習志野市教育委員会会議録
(令和7年第2回定例会)

- 1 期 日 令和7年2月12日(水)
市庁舎3階大会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時00分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆
委 員 赤 澤 智津子
委 員 高 橋 浩之
委 員 馬 場 祐美
- 3 出席職員 学校教育部長 島 本 博 幸
生涯学習部長 府 馬 一 雄
学校教育部参事 佐々木 博 文
学校教育部次長 野 村 健 一
生涯学習部次長 芹 澤 佐知子
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔
教育総務課長 早 川 誠 貴
学務課長 寺 嶋 耕 一
保健体育安全課長 荻 原 洋
指導課長 利根川 賢
総合教育センター所長 江 住 敏 也
学校給食センター所長 石 垣 延 幸
社会教育課長 越 川 智 子
生涯スポーツ課長 忍 貴 弘
中央公民館長 伊 東 尚 志
菊田公民館長 竹 口 正 樹
中央図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 宮 崎 宗 長
学校教育部主幹 伊 坂 尚 子
学校教育部主幹 藤 代 薫
学校教育部主幹(習志野高等学校事務長) 小久保 範 彰
学校教育部主幹 久保田 英 志
学校教育部主幹 奥 山 昭 子
学校教育部主幹 新 井 理 香
学校教育部主幹 志 摩 豊
学校教育部主幹 松 田 裕 美
生涯学習部主幹 勇 依 子
保健体育安全課主任指導主事 黒 田 みのり

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

(1) 臨時代理の報告について

【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備設置工事)】

(2) 令和6年度教育費予算案(3月補正)について

(3) 令和7年度教育費当初予算案について

第3 議決事項

議案第7号 令和7年度習志野市教育行政方針の策定について

議案第8号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

議案第9号 習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針の策定について

議案第10号 習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定について

議案第11号 習志野市不登校支援基本方針の策定について

議案第12号 (仮称)新総合教育センター再整備基本構想の策定について

第4 協議事項

協議第1号 第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて

協議第2号 習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について

協議第3号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第2回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が3名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)ないし(3)並びに議案第7号及び議案第8号を非公開とし、報告事項(1)ないし(3)並びに議案第7号の非公開部分の会議録について、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

会議規則第15条第2項の規定により、報告事項(3)及び議案第7号並びに議案第10号及び議案第11号を一括して担当者からの説明及び質疑を行うことについて報告した。

小熊教育長

令和7年第1回定例会の「報告事項(1)令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等につ

いて」における、高橋委員からの質疑に対する保留答弁を許可した。

利根川指導課長

「報告事項(1)令和6年習志野市議会第4回定例会一般質問等について」の質疑中、保留となっていた高橋委員からの「審議に関する資料のために、費用負担をして検査をした方が全体の中で何名いるのか」との御質問にお答えする。

資料16ページ目の谷岡議員の1(2)の本答弁の答弁要旨に、保護者の費用負担を伴わない形で、知能検査を11件実施したとあるが、これは令和6年度にアセスメント研修を受講した教員が行った検査である。一方で、医療機関にかかった方は42名いたと説明したが、これは令和5年度の審議のうち、費用負担を伴って医療機関で検査をした数である。なお、この42件に関しては、自由診療であったのか、保険診療であったのかは把握していない。この11件と42件という件数は別の年度の数字であったことから、非常に分かりづらい説明になっていたことを指導課として大変反省している。今後このような説明をする際には、年度の区別をつけて、分かりやすい説明をするように努めていく、と回答

高橋委員

元々、検査に関する保護者の費用負担をなくすために議論をしている。普段、医療機関にかかっていて、その中で検査結果を持っており、それを利用できる方は良いと思うが、審議に関する資料のために、新たに費用負担をして検査をした方は何名いるのか、と質問

利根川指導課長

令和5年度の数で申し上げますと、42名だが、このうちの何名が、元々医療機関にかかっていた方なのか、または、審議に関する資料のために検査を受けた方なのかについては、審議のための資料に、これを区別する項目がないので、人数の把握はできていない、と回答

高橋委員

なかなか明らかにすることは難しいと思うが、議員からも保護者の負担をなくす方が良いという御指摘がある。その42名の中で、普段から精神科等にかかっており、その流れの中で、検査結果を持っている方は新たな費用負担が発生しないということを理解したが違和感がある。議員が何をもって指摘しているのかはわからないが、今の説明では新たに費用負担をした方がいるのか、いないのかわからない、と発言

小熊教育長

新たに費用負担をした方の人数の把握について、今後のことも含めて補足して説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

検査結果の提出をしていただく際に、どこで検査をしたのかということについては、記入していただいているので把握をしているが、保険診療であったのか、あるいは自由診療であったのかについては、記入していただいているので、現在は把握できていないところである。今後は、費用負担があったのか、なかったのか分かるような形にできるよう、指導課の中で検討していきたいと考えている、と回答

高橋委員

データはよく精査することが大事だと思う。結局のところ、11件は費用負担を伴わない形で検

査を実施しているので、これをしっかり普及し、仮に精神科にかかっている方でも、検査のためだけに医療機関に行くことがないように、無料で検査が実施できるということを保護者にしっかりと周知していけば良いと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、保留答弁は終了した。

小熊教育長

令和7年第1回定例会の「議案第6号習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について」における、高橋委員からの質疑に対する保留答弁を許可した。

忍生涯スポーツ課長

「議案第6号習志野市スポーツ推進計画の策定に関する習志野市スポーツ推進審議会への諮問について」の質疑中、保留となっていた高橋委員からの「アンケートの結果報告3ページ目、全体の男性の割合が36.3%と記載されているが、この数値は正しいのか」との御質問にお答えする。アンケートの結果報告3ページ目に記載していた、週1回以上、スポーツ・運動をしている人の割合について、前回資料では、男性36.3%、女性47.7%としていたが、正しくは、男性56.4%、女性51.3%となる。訂正前の数字は、アンケートの回答者全体を、運動している人、していない人に分け、男性で週1回以上運動している人、週1回未満の人、女性で週1回以上運動している人、週1回未満の人を抽出したパーセンテージであり、正しくは、平成30年の前回調査との比較に値する、アンケート回答者全体数を男性、女性で分けた数値が母数となり、そこから週1回以上運動をしている人を抽出したパーセンテージとなる。以下、年代別、男性及び女性の年代別の数字についても同様の抽出である、と回答

小熊教育長

教育委員会事務局の責任者として、今回の訂正等についてお詫びを申し上げる。緊張感を持って答弁ができるようにしていきたいと考えている、と発言

小熊教育長が質疑なしと認め、保留答弁は終了した。

小熊教育長

令和7年第1回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

議案第9号 習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針の策定について (保健体育安全課)

荻原保健体育安全課長

議案第9号「習志野市立小中学校における水泳授業及びプール施設のあり方基本方針の策定について」、説明する。10月の教育委員会会議で御協議いただき、その際にいただいた御意見について検討し、基本方針として策定したものである。その中で、資料2ページ目のWBGTの経年変化と資料3ページ目の3. プール施設の現状について、(2)市内のプール設置状況を盛り込んだ。

資料9ページ目を御覧いただきたい。今後の水泳授業の実施方針について説明する。まず初めに、小学校、中学校共に水泳授業の実施場所については、引き続き自校プールを活用していく

ことを基本とした。(1)小学校の授業の実施場所としては、自校プールとするが、維持管理及び改修等に係る費用、民間プールでの授業実績等を鑑み、今後は自校プールの改修や改築は行わず、機器等の老朽化で継続利用が困難となった段階、あるいは校舎の建て替え時において民間プールの利用へ順次移行することとする。(2)中学校の授業の実施場所としては、自校のプールとするが、今後の気象状況や施設の環境の変化等を注視しながら、令和9年に告示が予定されている次期学習指導要領の内容を考慮し、改めて令和10年度以降の水泳授業のあり方について、現場の声や他市の状況等を踏まえながら、方向性を定めていく。2. 今後のスケジュールについては、資料の表のとおりである、と概要を説明

赤澤委員

本件については、これまで様々な議論がされてきたと思う。確認だが、授業で水泳の実技を実施することは確定であり、その授業時間数も決まっているのか。実施場所などについては、資料9ページ目に記載されている方針に従って行われるということ良いのか。また、他市では座学のみを行ったという例があるが、本市では、実技がなくなることはないという理解で良いか、と質問

荻原保健体育安全課長

中学校については、引き続き検討をしていくが、次期学習指導要領が告示される令和9年までの3年間は、しっかりと自校のプールで実技を行い、それ以降については、水泳授業のあり方を改めて検討していくということである、と回答

赤澤委員

小学校については、水泳の実技を継続していくということで良いか、と質問

荻原保健体育安全課長

小学校については、民間プールの利用へ順次移行していく方針である、と回答

赤澤委員

実技を伴う水泳授業がなくなることはないということで良いか、と質問

荻原保健体育安全課長

現時点では実技を実施していく方針である、と回答

赤澤委員

中学校は令和9年に告示が予定されている、次期学習指導要領の内容を考慮するとあるが、令和9年にその内容を確認してから検討するという意味か、と質問

荻原保健体育安全課長

そのとおりである。令和9年の時点で、次期学習指導要領の内容を確認しながら進めていきたいと考えている、と回答

高橋委員

資料2ページ目の別表1を見ると、年々暑くなっていることがわかるが、学校では、水泳の授業はいつ頃から始まるのか、と質問

荻原保健体育安全課長

今年度は6月中旬から7月の終業式前までの期間に実施された、と回答

高橋委員

2024年は6月11日から黄色になっているので、早い時期に水泳の授業を実施すれば良いと思うがいかがか、と質問

荻原保健体育安全課長

早い時期に学校の行事等の予定もあるが、来年度の水泳授業の実施に向けては、今年度の経年変化も考慮して、時期を早めるということも1つの案として、各学校に周知していきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第10号 習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定について (指導課)

議案第11号 習志野市不登校支援基本方針の策定について (指導課)

利根川指導課長

議案第10号「習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室設置規則の制定について」、及び議案第11号「習志野市不登校支援基本方針の策定について」、一括して説明する。まず、議案第10号については、学びの多様化学校である袖ヶ浦西小学校分教室の令和7年4月1日開室において、文部科学省より認可を受ける目途が立ったため、設置規則を制定するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。第1条は根拠となる法律及び設置の目的について示している。第2条は名称及び位置、第3条は分教室で行う事業となっている。第4条の対象者だが、小学校2年生から小学校6年生までの不登校児童で、本人及び保護者が入室を希望していること、年間30日以上欠席している、いわゆる不登校の定義に当てはまる児童としている。なお、不登校ではなくても、それに準ずる児童も対象となる。また、これまでは学びの多様化学校設置検討委員会において、開室に向けた準備を行っていたが、今後は運営委員会を置く。第5条では運営委員会の組織や職務、会議等について記載している。

資料2ページ目を御覧いただきたい。第6条は入室手続、第7条は退室手続となっている。分教室への入退室には資料4ページ目から資料7ページ目の様式を用いて手続を行う。第8条は委任となっている。最後に、この設置規則は令和7年4月1日から施行するが、準備行為としての入室手続等は、本規則の施行前においても行うことができるとしている。なお、本規則の附則第3項については、習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部改正に関するものなので、担当課の学務課より説明をする、と概要を説明

寺嶋学務課長

習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室を開室するにあたり、習志野市立小学校及び中学校管理規則の改正が必要となる。

資料8ページ目を御覧いただきたい。第11条第1項、教育課程は、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。という文言の後に、ただし、習志野市立袖ヶ浦西小学校分教室における教育課程は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第10条の規定に基づき、校長が定める。という文言を付け加えた、と概要を説明

利根川指導課長

次に、議案第11号について説明する。

スライド番号1を御覧いただきたい。習志野市不登校支援基本方針の策定について説明する。

スライド番号2を御覧いただきたい。不登校児童生徒数が全国的に増加傾向にある中で、本市においても同様の傾向にあり、喫緊の課題として継続的に取り組んでいる。これまでの不登校児童生徒及びその保護者に対して取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、学びの多様化学校の設置など、新たな支援策についての位置付けを含めて、本市としての不登校支援を整理すべく、基本方針として策定するものである。

スライド番号3を御覧いただきたい。本基本方針は4つの章で構成している。第1章、策定の趣旨では、国の不登校児童生徒の状況や県の基本方針などを踏まえ、本基本方針の策定の目的を含む、その趣旨を示している。

スライド番号4を御覧いただきたい。第2章、本市の不登校児童生徒の現状では、本市の不登校児童生徒数及びその割合の推移をグラフで表すなど、令和元年度から令和5年度を比較して、国や県と同様に増加している現状を述べている。また、不登校に至る背景や要因は、様々な要素があることやコロナ禍での様々な制約による生活リズムの乱れや多様性の尊重、意識変化により、本人に係る状況の割合が非常に高くなっているなど、不登校の要因及び分析をまとめている。

スライド番号5を御覧いただきたい。第3章、本市の不登校支援の考え方についてである。

スライド番号6を御覧いただきたい。学校に登校するという結果のみを目標にせず、社会的自立に向けた支援の推進と、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた支援が必要となることを確認した上で、一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援、将来の社会的な自立を目指す、人や社会につなげる、の3つを基本理念として位置付けた。

スライド番号7を御覧いただきたい。不登校支援の方向性で、これまでも取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、新たな支援策を含めた3つの方向性として、1の安心な学校・学級づくりにおける未然防止、2の小さな変化も見逃さない支援体制の強化による早期支援、3の様々な居場所づくりでの多様な支援体制の構築を示している。

スライド番号8を御覧いただきたい。第4章、本市の今後の不登校支援の取り組みについてである。

スライド番号9を御覧いただきたい。これまで取り組んできた効果的な支援と具体的な取り組みを示している。方向性1の安心な学校・学級づくりにおける未然防止では、児童生徒の達成感や充実感を高める授業の実践、個に応じた指導の充実、合理的な配慮の提供、様々な諸問題に対する組織的な対応、そのための教職員の研修などを示している。

スライド番号10を御覧いただきたい。方向性2の小さな変化も見逃さない支援体制の強化による早期支援では、いじめアンケートや教育相談アンケート、教育相談の学期毎、年3回の実施や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、いじめメール相談、SOSの出し方教育、市総合教育センターの相談窓口など、様々な支援の体制をまとめている。

スライド番号11を御覧いただきたい。方向性3の様々な居場所づくりでの多様な支援体制の構築では、校内教育支援センターなどの学校内の支援、適応指導教室フレンドあいあいや市総合教育センターの電話相談、来所相談、訪問相談等などの学校外の支援、ICTを活用した学習支援やフリースクールなどの民間施設等の連携、新たな学びの場となる学びの多様化学校の設置などを示している。本基本方針を策定した上で、今後も児童生徒一人ひとりの状況に応じ、寄り添った支援を推進していく、と概要を説明

小熊教育長

学びの多様化学校の入室条件として、小学校2年生から小学校6年生とした理由と、小学校1年生が入室を希望した場合の対応について補足して説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

小学校1年生については、入学して間もないことから、学校生活でつまずくことも考え、まずは校内の支援教室の活用や担任の先生に見ていただきながら対応していきたいと考えていることから、現在は小学校2年生から小学校6年生を対象としている。しかしながら、今後実際に学びの多様化学校が4月に開室した後に、小学校1年生の保護者から入室を希望する声が出てくる可能性があるという指摘もしている。その際は個別に面談を行う中で、入室について検討していきたいと思っている。学びの多様化学校は誰1人として、取り残さないということを目指している。入室を拒むということがないようにしていきたいと考えている、と回答

小熊教育長

この件に関しては、教育委員会事務局の中でも様々な意見が出ている。まずは入学した学校で良い学校生活を送っていただくことが大切だが、今説明があったように、様々な意見を伺いながら、柔軟に対応していきたいと考えている、と発言

高橋委員

習志野市で学びの多様化学校や不登校支援の基本方針ができることは大変素晴らしいことであると受け止めている。その上で2点質問したい。1点目は、全国的に見ると学びの多様化学校は中学校が多く、小学校は少ない状況だと思うが、習志野市が小学校のみを開室することにどのような背景があるのか。また、中学校の学びの多様化学校についてはどのように考えているのか。2点目は、スライド番号2の赤枠の中に連携とあり、学校と学校外が連携していくということはわかるが、学びの多様化学校から出ている緑色の矢印は何を意味しているのか。学びの多様化学校は組織の中でどういった位置づけになるのかわからないので説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

1点目については、本市の不登校児童生徒の増加数を、令和元年と令和5年で比較すると、中学校でも増加はしているが、小学校の増加数の方が非常に高い状況となっていることや、できるだけ早い段階で支援を行うことにより、中学校入学時までには学校に通えるようにするということが、子ども達にとっては良いという判断から、小学校を開室することとしている。中学校の学びの多様化学校については、4月から運営する小学校の学びの多様化学校の成果等を検証し検討していきたいと考えている。2点目については、これまで、スライドの左側のチーム学校と右側の赤枠の外部機関が連携をして、不登校児童生徒の学びの場の提供や支援を行ってきしたが、ここに学びの多様化学校が今回新たに入ってきたことから、基本方針の中で外部機関と学びの多様化学校の関係性を整理するという意味で作成したものである、と回答

高橋委員

学びの多様化学校の位置付けについては検討を続けると理解した。昨年度末のデータでは、全国で小学校単独は3校、中学校単独は16校であると記憶している。また、さいたま市が小中学校の学びの多様化学校を開校するという状況なのであえて質問した、と発言

小熊教育長

中学校の現状について補足して説明していただくと、なぜ小学校を開室するのか分かりやすくなると思うが、いかがか、と質問

寺嶋学務課長

教職員の配置の面から説明する。現状は全中学校に加配として、不登校に対応する教員が6

校に、いじめに対応する教員が1校に配置されており、教員が対応することとしている。また、不登校に対応する教室が整備されており、各学校で対応している状況である。一方で小学校においては、加配として全校に配置ができていない、あるいは不登校に対応する教室が整備できていないという状況なので、小学校の学びの多様化学校を開室する必要があると考えている、と回答

小熊教育長

補足説明をさせていただく。中学校においては以前から適応指導教室を充実させているという歴史がある。適応指導教室で指導をする職員も市の職員として配置しており手厚く対応している。現状では自校において、不登校の対応をすることができるのではないかと考えている。また、先程、指導課長から説明があったとおり、小学校での不登校が増加しているので、早い段階で学校復帰を目指すため、今回は小学校での開室を先に進めたということである。中学校においても課題はあるので、必要に応じて開室のことも含めて検討していかなければならないと捉えている、と発言

馬場委員

内容については、納得のいくものであると思う。これまで私の周りで見聞きしてきた不登校の児童生徒の様子を見ると、不登校になったきっかけや原因が、本人も分からないというケースがある。早期の対応ということで、不登校の児童にアプローチすることは良いと思うが、保健室登校にするのか、適応指導教室に通うのか、フレンドあいあいに通うのかというように、先生が働きかけて焦らせてしまうという話も聞いている。保護者を含めた大人は、やはり学校に行って欲しいという気持ちがあるので、結論を早く求めてしまい、その結果、余計に閉じこもってしまうというケースもある。早期の対応は大事だが、不登校児童の個々に応じた対応をしていただきたい、と要望

小熊教育長

馬場委員の御指摘のとおり、不登校児童生徒に限らず、結果を求めすぎると心を閉ざしてしまうことが一般的である。不登校の対応には本人の意思の確認も含めて、しっかりと時間をかけていかなければならない。学びの多様化学校は、あくまでも学びの場を作っていくというものであり、不登校を解消する場ではない。本人の希望がないと入室に至らないと思うので、教育委員会としては時間をかけて対応をしていきたいと思っている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号及び議案第11号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第12号（仮称）新総合教育センター再整備基本構想の策定について

（総合教育センター）

江住総合教育センター所長

議案第12号「（仮称）新総合教育センター再整備基本構想の策定について」、説明する。総合教育センターの再整備については、地域住民、施設利用者への説明会の実施や学校関係者にも意見を募り、基本構想案がまとまったことから、さらに広く市民の意見を求めるため、令和6年12月1日から12月27日の間にパブリックコメントを実施し、その結果、4名の方から11件の御意見をいただいた。パブリックコメントの結果を受け、令和7年1月17日に第3回総合教育センター再整備基本構想策定検討委員会を開催した。検討委員会を経て、これまでの再整備基本構想案に意見を反映した最終案を作成したので、報告するものである。

A3版資料を御覧いただきたい。パブリックコメントと市の考え方についてである。表の左側は市

民よりいただいた御意見であり、右側に市としての考え方を記載している。大半の御意見は、これまでいただいた御意見と重複しているが、1番のシンクタンクとしての機能と、3番の多機能トイレについては、表記が明確でなかったことから、基本構想案に意見を反映させることとした。

本編資料の(仮称)新総合教育センター再整備基本構想(案)を御覧いただきたい。修正箇所について説明する。

本編資料の11ページ目を御覧いただきたい。Ⅲ. 対象施設が持つ機能及び施設整備の基本的な方向性、1. 多機能化・複合化の施設、(1) 共通の施設整備、① バリアフリーについて、当初案ではバリアフリー化の記載の中に多目的及び多機能トイレという記載がなかったが、このことについて、検討委員会において、名称の曖昧さも含め指摘があり、一般的に使用されている名称である、バリアフリースイートイレと記載をした。

本編資料の12ページ目を御覧いただきたい。(2) 総合教育センターの機能、① 調査研究について、当初案では先進的な研究として、専門性の高い教育と表現していたが、教育を取り巻く環境が大きく変わる中、教育に係る情報の収集、分析を行い、質の高い教育を推進するとし、さらに、研究を推進し、シンクタンク機能の強化を図る、との記載に変更した。以上の2点が修正箇所である。今後のスケジュールとしては、本日の教育委員会会議において議決された後に、議会事務局を通じて市議会への周知を図り、その後、ホームページへの掲載、3月25日に予定されている、庁議で最終報告を行い、今年度内に策定する予定となっている。また、4月からは基本計画策定の業務委託を計画している、と概要を説明

小熊教育長

2点、確認したい。1点目は、シンクタンクという言葉が説明に何度か出ていたが、具体的にどういったことをシンクタンクとして進めていくのか詳しく説明をしていただきたい。2点目は、パブリックコメントの中に、プラッツ習志野を使用する方からの厳しい御意見があったが、この御意見については、教育委員会としてしっかりと取り組んでいるところなので、そのことについて補足して説明をしていただきたい、と質問

江住総合教育センター所長

1点目のシンクタンク機能の強化についてだが、当初、基本構想案では、専門性の高い教育という表現となっていたが、これでは説明が不足していたので、教育に係る情報の収集、分析を行うことで、より質の高い教育を推進していくということを追加させていただいたところである、と回答

小熊教育長

より質の高い教育という表現だけでは情報が不足しているのではないかと常々思っている。シンクタンクという以上は、そこを具体的にしていかなければならないと思うが、いかがか、と質問

江住総合教育センター所長

今後、いただいた御意見も含めて、どのような教育を目指していくのかということをしかりとまとめたいと考えている、と回答

小熊教育長

この件については、私自身も課題として取り組まなければならないと思っている。個人的には当然、考えていることはあるが、あくまでも個人的な考えなので、教育委員会としてしっかりとまとめたいと考えている。2点目のプラッツ習志野を使用する方からの御意見に対する取り組みに係る質問についてはいかがか、と質問

越川社会教育課長

非常に厳しい御意見をいただいているが、使用料等については、A3版資料の11番の市の考えに記載があるとおり、「習志野市使用料・手数料の単価の積算基準」という習志野市の全体方針に基づいて算出をしている。また、現行料金の1.5倍の額を見直しの上限とするというルールもある中で、決めているものなので、御理解をいただきたい。また、毎年行っている指定管理者の評価の中でも、様々な御意見をいただいている。これまで、毎年度B評価(要求水準だが一部課題がある)があったが、今年度行った評価では、初めてB評価がなくなり、全てA評価(要求水準と同等)になったことなど、開設時から非常に改善されている部分もある。今回のパブリックコメントでいただいた厳しい御意見については、毎月行われている関係者協議会でも共有をしている。また、教育委員会会議においていただいた御意見についても、しっかりと共有をしているので、御指摘について改善できるように事業者の指導をしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長

最近、プラッツ習志野に何度か足を運んだが、非常に多くの方に来ていただいている。特に、無料で見ることができる催しなどもあるのでしっかりとPRをしていきたいと思う、と発言

赤澤委員

パブリックコメントでの意見に対する市の考えを見ると、全体的に、検討するという記載が非常に多いと感じた。飲食スペースについて、例えば、プラッツ習志野にはハイセンスなカフェなど、市民や利用者が良いと思えるものが入っているが、様々な選択肢がある中で、どのようなプロセスで、どのような業者が入るのか、もしくは何も入らないのかということについては関心があると思う。検討したプロセスやその結果は、どこかで共有されるという理解で良いのか。また、具体的にはどのようなプロセスになるのか、と質問

早川教育総務課長

今回は基本構想なので、ある一定程度の考えをまとめた段階である。今後は、この基本構想を具体的に落とし込んだ基本計画を作成していくことになるが、その中で今回検討すると回答したもののについては、より具体化していくことになる。結果もさることながら、赤澤委員から御指摘のあった検討プロセスについても、共有していきたいと考えている、と回答

赤澤委員

コメントをした市民に対して、検討すると回答したままにするというのは良くないと思うので、丁寧に対応していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第12号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて

(教育総務課)

早川教育総務課長

協議第1号「第二中学校用地における鉄道隣接部の管理及び今後の取り扱いについて」、説明する。

A3版資料を御覧いただきたい。1、敷地境界付近についてである。第二中学校用地南側は、

京成電鉄株式会社の敷地と隣接しており、その敷地境界については、草木が生い茂る自然の斜面になっている。この斜面の中腹部が敷地境界線になっているという現況である。次に、2、現況の課題についてである。敷地境界線がはっきりしないことから、草木の管理が非常に困難であるということ、斜面に降った雨により、大水の流出や土砂の崩壊等で鉄道の運行に支障が出る恐れがあるという課題がある。次に、3、今後の取り扱いについてである。今回、教育委員会では、第二中学校の校舎改築事業の一環として、この課題の解決策を京成電鉄株式会社と協議してきた。京成電鉄株式会社の敷地を含む斜面全てを崩壊しないよう、資料右側上部の図の黄色い部分に堆積している土砂を赤線まで削り取り、モルタルを吹きつける工事を行う。原因者が対応することが工事の基本なので、今回は京成電鉄株式会社の敷地も含めて、原因者である市が工事をする形になっている。協議をする中で、京成電鉄株式会社から鉄道運行の安全管理の観点から、敷地を別々に管理するよりも市の所有部分を買取り、管理をしたいという意向が示された。この斜面地は学校の敷地面積に含まれているので、校地面積の減少となるが、学校運営で使用されることは想定されていないため、特段の影響はないということから、工事完了後に、京成電鉄株式会社に売却する方向で進めていきたいと考えている。売却面積としては、約720㎡を予定しており、手続きを進めていきたいと考えているが、校地面積が減少するため、教育委員会議会の議決が必要となることから、工事に着手する前に協議をさせていただいた、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

協議第2号 習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について (学務課)

奥山学校教育部主幹

協議第2号「習志野市こども若者まんなか計画の策定に係る意見聴取について」、説明する。本計画案については、(仮称)習志野市こども計画(案)として、11月20日の教育委員会会議にて御意見をいただき、昨年12月1日から12月27日にかけて、パブリックコメントを実施した。本日は、市民等からの意見であるパブリックコメントを踏まえ、最終案を作成したので、協議するものである。

資料の(仮称)習志野市こども計画(案)へ提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方を御覧いただきたい。28人から37件の意見等をいただいた。37件の意見の内訳としては、こども・若者の権利擁護に関するものが1件、虐待予防・対策に関するものが1件、不登校対策に関するものが4件、スクールカウンセラーに関するものが1件、芸術文化体験に関するものが3件、放課後児童健全育成事業に関するものが21件、小児医療に関するものが1件、こども・若者の居場所づくりに関するものが3件、計画の名称に関するものが1件、学校の感染症情報に関するものが1件となっている。意見の内容が重複するものがあるので、意見の項目数としては、表の左側の番号のとおり26件となっている。いただいた意見のうち、教育委員会に関する意見は1番、3番、4番、6番、7番、8番、9番、10番、23番、24番、26番となっている。表の中央にいただいた意見の概要、これに対する市の考え方については、表の右側に記載している。なお、最も多かった、放課後児童会に関する意見は、児童会の民間委託を進めることについて懸念するものである。放課後児童会の民間委託は、現行計画より取り組んでおり、引き続き取り組むが、実施にあたっては保護者や職員へ丁寧に説明を行っていく。次に、計画案の具体的な修正内容について主なものを説明する。計画名についてである。計画名については、(仮称)習志野市こども計画として作業を進めてきたが、パブリックコメントの意見にもあるとおり、また、前回の本会議において、委員から若者が計画の対象となっていることについて、御質問等をいただいたところである。このことから、計画名については、対象者を明確にするため「若者」を表記するとともに、こども大綱が目

指す、こどもまんなか社会を踏まえ、計画名を「習志野市こども若者まんなか計画」、通称「ならしのまんなかプラン」とし、変更する。

本編資料116ページ目を御覧いただきたい。基本施策の12番に、こどもへの性暴力の防止を新たに加えている。こちらは、昨年実施した庁内からの意見照会において、こども大綱に位置付けられている内容だが、計画案に盛り込まれていないとの御意見を受け、事業として位置付けた。令和8年度からの実施が予定されている、「こども性暴力防止法」に基づく教員等の性犯罪の確認や現在も実施している幼稚園、保育所、こども園等と学校での取り組みを記載している。

本編資料126ページ目を御覧いただきたい。基本施策の61番の伝統文化・芸術文化に触れあう機会の提供は、計画に芸術文化の視点も入れてほしい、という御意見を踏まえ、事業名および事業概要を変更し、芸術文化の取り組みを追加している。

本編資料149ページ目を御覧いただきたい。令和7年度から令和11年度までの、保育の必要量と確保方策である。令和10年度末に、まちびらきが予定されている、鷺沼特定土地画整理事業区域への当初の対応として、パブリックコメント案では、認可保育所1か所、小規模保育事業所2か所の設置が必要としていたが、最新の人口推計を反映した結果、予測される需要が減少したので、認可保育所1か所のみでの設置に修正している。しかしながら、本区域での人口増加は、計画期間後に本格化するもので、その後の対応については別途検討していく。また、計画書全般にわたり、令和7年4月の機構改革による組織変更を反映している。現在の子育て支援課の子ども家庭総合支援係を分割し、新たに、こども家庭課を創設する。また、企画推進係と手当・給付係を所掌する子育て支援課については、課名が子育てサービス課に変更となる。パブリックコメントでは実施する担当課の名称を子育て支援課と記載していたが、こども家庭課と子育てサービス課に変更している。その他、令和7年度当初予算案を反映する中で、一部文言修正をしている。最後に、今後の策定スケジュールについてである。本計画案については、本会議にて御協議いただいた後、3月末の庁内会議を経て策定となる、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、協議第2号は終了した。

＜報告事項(1)ないし(3)並びに議案第7号及び議案第8号については非公開。

ただし、報告事項(1)ないし(3)及び議案第7号については令和7年2月14日をもって、市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備設置工事)】 (教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(1)「臨時代理の報告について【工事請負契約の締結について(小中高等学校体育館空調設備設置工事)】」について、説明する。市立小中学校及び習志野高等学校の体育館に空調設備を設置する工事請負契約の締結を、市長に申し入れることについて臨時代理したので報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。今回の工事の発注方法は、全体を一括で発注する方法と分割して発注する方法を様々な観点から検討した結果、一括発注は落札者がおらず、不調となった場合に工事全体が遅れるというリスクがあるので、1つでも多くの学校に、可能な限り早期にエアコンを設置するため、分割発注とした。中学校区を1つのグループとした、計7中学校区の7本の契約と、施設が大きい習志野高等学校を単独契約とした、計8本に分けて入札を行い、資料

記載のとおり、それぞれの落札者と契約を締結するものである。この工事の内容としては、室外機及び室内機を体育館に設置するというものである。現在、空調機器の供給が全国的に逼迫しており、納期までに6か月程度かかると言われている。その中で、工事開始は夏頃を想定している。その結果、実際にエアコンが使用できる時期については、小学校では早い学校で10月、中学校では9月、習志野高等学校においては、第1体育館が9月というスケジュールを想定している。この契約は議会での議決後すぐに、事業者と協議し、可能な限り早期の設置を目指して努力していきたいと考えている。最後に、本件については、2月14日に開会予定である、令和7年習志野市議会第1回定例会に提案し、即日採決されるというスケジュールで進めている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 令和6年度教育費予算案(3月補正)について

(教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

報告事項(3) 令和7年度教育費当初予算案について

(教育総務課)

議案第7号 令和7年度習志野市教育行政方針の策定について

(教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(3)「令和7年度教育費当初予算案について」、説明する。本件については、令和6年習志野市教育委員会第11回定例会において、協議をさせていただいた。その後、第12回定例会での議決をもって、市長に申し入れ、予算として最終的にまとまったので報告するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。教育費予算案の全体像についてである。令和7年度予算における歳出は、110億7,223万9,000円の計上となっている。令和6年度と比較すると、28億8,884万7,000円の減額となっている。中学校費が大きく減額となっているが、これは第一中学校の長寿命化改修工事や第二中学校の校舎改築工事が今年度で一段落することから、事業費としては大きく減少となっている。教育委員会としては、施設整備において、大久保東小学校校舎改築事業や藤崎小学校の長寿命化改修に係る設計事業など、ハード面の事業について対応していく。ソフト面では、4月に開室する学びの多様化学校分教室の運営費や部活動地域移行の事業費、あるいは給食費の改定にあたり、その増額分を公費負担するなど、喫緊の課題や将来を見据えて先手を打つような予算となっている。資料2ページ目及び3ページ目に、前年度対比を記載している。資料7ページ目からは、予算の申し入れに対する協議の結果を赤字で記載している、と概要を説明

伊坂学校教育部主幹

議案第7号「令和7年度習志野市教育行政方針の策定について」、説明する。教育行政方針については、11月の教育委員会会議において、素案を御協議いただいた。その際いただいた御意見や校長会からの御意見、また、次年度当初予算の内示を受け、素案から修正を加えたものを、最終案として提出させていただいている。

令和7年度習志野市教育行政方針(案)の本編資料を御覧いただきたい。昨年度の教育行政方針からの変更部分は赤字で、前回の素案から変更している部分は、削除した部分は赤線の見え消し、追加、修正部分は青字で記載している。11月の協議の際にも説明したが、令和7年度は

現行の教育振興基本計画の最終年度となるので、次の2点を念頭に置き方針を決定した。1点目は、教育振興基本計画の形成的評価に当たる点検・評価において、目標値を達成していない施策への取り組みの強化、2点目は、現在の社会情勢や学校事情を鑑みた、多様な教育ニーズへの対応である。

令和7年度習志野市教育行政方針(案)の概要版1ページ目を御覧いただきたい。令和7年度の教育行政方針については、「次代への挑戦」、「安全・安心・快適」、「新たな教育の展開」、「学校・家庭・地域力の向上」の4つをキーワードとしてまとめた。キーワード1つ目は、「次代への挑戦」である。学びの多様化学校の開室、小学校の宿泊自然体験学習の実施場所の検討・検証、中学校の部活動地域移行の推進、特に地域クラブ型や民間事業者への委託事業に取り組む。いずれも新しい取り組みとなるが、特に、学びの多様化学校の小学校開室は、県内で初めての開室となる。既に準備は進んでいるが、次年度は、確実な実施と検証を進めていく。キーワード2つ目は、「安全・安心・快適」である。児童生徒にとって、安全、安心で快適な居場所づくりや教育インフラの実現を目指すものである。施策1点目については、産業医の配置が必須ではない小規模の学校についても配置し、教職員の健康管理の充実を図っていく。施策2点目については、放課後子供教室を次年度3校開設し、小学校16校中、14校での開設とする予定である。施策3点目については、いざという時に対応できる災害対応マニュアルを作成する。施策4点目については、本年度設計を行った市内の全小、中、高等学校及び袖ヶ浦体育館への空調設置について、次年度は工事を行う。施策5点目については、施設の老朽化対策として、資料記載のとおり工事や設計等を実施する。これらは、現在の社会情勢や学校事情を鑑みた、多様な教育ニーズへの対応となる。

令和7年度習志野市教育行政方針(案)概要版の2ページ目を御覧いただきたい。キーワード3つ目は、「新たな教育の展開」である。ICT関係の新たなシステムを導入することで、より質の高い教育環境を整えていくことを目的とした事業となる。施策1点目については、授業支援システムの導入によるタブレット端末活用のさらなる促進を図る。施策2点目については、中学校へのデジタル採点システムの導入により、教職員の採点業務の負担軽減につなげる。施策3点目については、地域イベントや行事等の情報発信のプラットフォームとなるホームページの開設、SNSによる発信に取り組んでいく。キーワード4つ目は、「学校・家庭・地域力の向上」である。次期の教育振興基本計画の内容を見据え、園や学校の校種間や他の関係機関、団体と積極的な連携を強化して教育力の向上につなげていきたいと考えるものである。施策1点目については、園と小学校との円滑な接続に向けたスタートカリキュラムの事例作成。施策2点目については、高等学校や大学等と連携した科学教室の実施。施策3点目については、習志野警察、道路管理課、防犯安全課、青少年センターと連携した通学路の安全対策。施策4点目については、防災士、危機管理課、消防等と連携した防災学習の充実。施策5点目については、習志野高校と小、中学校との連携によるキャリア教育。施策6点目については、中央図書館の機能と学校、園との連携による事業。施策7点目については、園、小、中学校との連携による市民文化祭での作品展示。施策8点目については、各施設や大学、フューチャーセンターとの連携による、プラッツ習志野での新たな交流の促進に取り組む、と概要を説明

高橋委員

概要版2ページ目、新たな教育の展開の施策3点目にある、デジタル採点システムとはどういったものか説明していただきたい、と質問

江住総合教育センター所長

デジタル採点システムは、生徒の解答用紙をスキャンし、そのデータをもとに教員が丸付けをすることができるものである。書き間違えといった不正が防止できるだけでなく、教員も採点の正

確性が上がることなどが期待できる。また、1つの問題を全員分表示させて確認することができるなど、業務を効率化することで教職員の負担軽減を図ろうとするものである、と回答

高橋委員

マークシートではないことに安心した。働き方改革をしていく中でも、指導と評価は非常に大事である。採点は非常に大事な仕事なので、効率的に行うことができれば素晴らしいと思う、と発言

小熊教育長

2点補足して説明していただきたい。1点目は、本編資料4ページ目、③の施策5点目の生徒指導巡回相談員の訪問指導及び、という文言が削除されており、指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、となっている。元々、校長会からの要望で、学校の生徒指導上の課題を相談できるように、経験豊富な元校長先生などに依頼してきた経緯がある。この対応ができなくなるわけだが、今後はどのように大きな問題に対処していくのか。2点目は、本編資料18ページ目、(2)①の施策1点目について、校舎の長寿命化改修を行う学校のうち、今回見送った学校については、様々なところから安全に関して懸念の声が出ると思うが、今後の対応についてはどうするのか、と質問

江住総合教育センター所長

生徒指導巡回相談員という役職は今年度でなくなるが、学校への支援については、教育相談員が継続して行っていくことを考えている、と回答

小熊教育長

指導主事による実施と記載されていると思うが、いかがか、と質問

利根川指導課長

指導主事の学校訪問については、毎学期末に指導課の指導主事が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等を聞き取り、その場で適切な指導をするということを定期的に行っているところである、と回答

小熊教育長

今説明のあった指導課の指導主事による生徒指導上の課題に対する指導は、定例の状況確認であると思う。これまで各学校で生徒指導上の課題が起きたときに、教育委員会がすぐに状況を把握し、相談を受けた中で経験豊富な元校長先生などが、適切な指導や支援をしていたが、今後はどのように対応していくのか説明していただきたい、と質問

利根川指導課長

各学校で起こった生徒指導上の課題は、指導課に情報が集まってくる。昨今はいじめが重大事態に発展するのか、そこに警察が関わってくるのかなど、指導課の指導主事が、校長、教頭、担任等も含めた会議の中に参加し、学校の困り感を共有した中で指導に当たっているところである、と回答

小熊教育長

今説明があったとおり、指導主事が現場にこまめに足を運び、いち早く状況を把握し、対応していかなければならないということを確認したかったので、あえて質問させていただいた。2点目の校舎の長寿命化改修を今回見送った学校への今後の対応に係る質問についてはいかがか、と

質問

早川教育総務課長

本編資料18ページ目の小中学校の教育環境の整備についてお答えする。来年度新たに予算計上している学校の工事関係で大規模なものは、大久保東小学校の改築工事と藤崎小学校の長寿命化改修に向けた設計である。一方で、第三中学校と第六中学校の設計業務については、予算協議の結果、今回は予算計上に至らなかった。こちらについても、老朽化が進んでおり、教育委員会としては、いち早く工事が必要だと考えている。設計をしなければ工事ができないので、まずは設計ができるよう検討していく。工事着手までは、老朽化具合や実際に事故が起きていないかなどをしっかりと確認し、日頃から学校現場と施設担当の教育総務課が連携をして、今まで以上に事故が起こらないように確認をしていきたい。その中で設計に向けて、財政協議が整うような資料を作成し、今後予算計上できるように取り組んでいきたいと思っている、と回答

小熊教育長

教育委員会としては安全安心をしっかりと担保した上で、設計の時期について検討していくという理解をしている、と発言

馬場委員

本編資料9ページ目の(5)特色ある学校づくりの進展、施策5点目が削除されているが、この登校時間以前に留守世帯となる児童を登校可能時間前に校舎の一部を開放し、始業時間までの居場所を確保するという施策については、詳細が決定していないので先送りにすると説明を受けた。これについて、今後のスケジュールが決まっていれば教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

小規模特認校の魅力を高めるという点で導入を検討したが、様々な課題が見つかった。他県、他市でこの施策を導入しているところは、学校の始業時間が遅いということがあるので、子どもを早く預かって欲しいというニーズがあるが、現状、習志野市は比較的早い時間に子どもが学校の敷地内に入れているので、この施策の必要性について、改めて検討していきたいと考えている、と回答

馬場委員

この施策を実際に行うかどうかも含めての検討という理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

そのとおりである。当初はこの施策へのニーズがあるということで検討していた。調査が不足していたという部分もあったかと思うが、改めて、ニーズの調査も含めて、しっかりと検討していきたいと考えている、と回答

馬場委員

これについては、以前の教育委員会会議でも意見を申し上げた部分でもあるので、実際に実施するのかどうか、実施するのであれば、その実施時期が決定した段階で報告をいただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第7号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第8号 令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について（教育総務課）

宮崎学校教育部主幹

議案第8号「令和6年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について」、概要を説明

採決の結果、議案第8号は原案どおり可決された。

小熊教育長

令和7年習志野市教育委員会第2回定例会の閉会を宣言